

高富町・伊自良村・美山町合併協議会専門部会規程

(平成13年8月1日 制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会規約(以下「規約」という。)第14条第2項の規定に基づき、高富町・伊自良村・美山町合併協議会(以下「協議会」という。)の専門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、協議会事務局長(以下「事務局長」という。)の指示を受け、規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整する。

(組織)

第3条 専門部会は、高富町、伊自良村及び美山町の常勤の一般職員をもって組織する。

2 専門部会が所掌する事項の一部について、より専門的に協議又は調整するため、専門部会に分科会を置く。

3 専門部会名及び分科会名並びにそれぞれ関係する所管課等及びその構成員については、別表のとおりとする。

(役員)

第4条 専門部会に、部会長及び副部会長2名を置く。

2 分科会に、分科会長及び副分科会長若干名を置く。

3 部会長及び副部会長2名は、それぞれ構成する分科会の分科会長及び副分科会長の互選により、分科会長及び副分科会長若干名は幹事会が指名する。

(役員職務)

第5条 部会長は専門部会を、分科会長は分科会を代表し、それぞれの会務を総理する。

2 副部会長はそれぞれの部会長を、副分科会長はそれぞれの分科会長を補佐する。

3 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、それぞれの部会長があらかじめ指名する順位による副部会長がその部会長の職務を代理し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、それぞれの分科会長があらかじめ指名する順位による副分科会長がその分科会長の職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門部会の会議及び分科会の会議(以下「会議」という。)は、事務局長の要請により、若しくは部会長又は分科会長が必要に応じて招集し、随時開催するものとする。この場合において、会議に参加する者は、それぞれの町村の所管課等の長が役員と協議して、その都度決定するものとする。

2 部会長及び分科会長(以下「部会長等」という。)は、それぞれの会議の議長となる。

3 部会長等は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

4 会議は、必要に応じて関係する部会又は分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第 7 条 部会長は専門部会の協議経過及び結果を幹事会及び協議会事務局に、分科会長は分科会の協議経過及び結果をそれぞれの専門部会及び協議会事務局に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 専門部会又は分科会の庶務は、それぞれの部会長等の属する町村の担当部門が行うものとする。

(費用弁償)

第 9 条 第 6 条第 3 項に定める者(開催町村に居住する者を除く。)が、会議に出席したときの費用弁償の額は、1 回につき 1,000 円を支給する。

(委任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会	分科会	所 管 課 等			構 成 員
		高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町	
総 務	議 会	議会事務局	総 務 課	議会事務局	所管課等に属する職員 全員
	一般管理	総 務 課	総 務 課	総 務 課	同 上
	行政一般	総 務 課	総 務 課	総 務 課	同 上
		有線テレビ局			同 上
	企画財政	企 画 課	総 務 課	企画財政課	同 上
	税 務	税 務 課	税 務 課	税 務 課	同 上
	出 納	会 計 課	出 納 室	収 入 役 室	同 上
厚 生	住民行政	住 民 課	住 民 課	住 民 課	同 上
	児童福祉	福 祉 課	住 民 課	住 民 課	同 上
	総合福祉	福 祉 課	福 祉 課	住 民 課	同 上
	高齢福祉	保 健 課	福 祉 課	住 民 課	同 上
	保 健	保 健 課	福 祉 課	環境保健課	同 上
	環 境	環 境 課	住 民 課	環境保健課	同 上
産建水道	産 業	産 業 課	産 業 課	産 業 課	同 上
				工業団地開発 対策室	同 上
	基盤整備	建 設 課	建 設 課	建 設 課	同 上
	都市計画	都市計画課	建 設 課	建 設 課	同 上
水 道	水 道 課	建 設 課	水 道 課	同 上	
教 育	学校教育	学校教育課	教 育 課	教 育 課	教育長及び所管課等に 属する職員全員
	社会教育	社会教育課	教 育 課	教 育 課	同 上